

議案第 105 号

東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例等の一部  
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 27 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例等の一部  
を改正する条例

(東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例の一部改正)

第 1 条 東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例（昭和 31 年  
板橋区条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「100 分の 185」を「100 分の 192.5」  
に改める。

付則に次の 1 項を加える。

19 令和 6 年 12 月に支給する期末手当に関する第 4 条第 4 項の規  
定の適用については、同項中「100 分の 192.5」とあるのは  
「100 分の 200」とする。

別表第 1 区長の項中「1, 139, 000 円」を「1, 153, 0  
00 円」に改め、同表副区長の項中「913, 000 円」を「924,  
000 円」に改める。

(東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
改正)

第 2 条 東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
(昭和 31 年板橋区条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 185」を「100 分の 192.5」  
に改める。

付則に次の 1 項を加える。

19 令和 6 年 12 月に支給する期末手当に関する第 8 条第 2 項の規

定の適用については、同項中「１００分の１９２．５」とあるのは「１００分の２００」とする。

別表議長の項中「９１３，０００円」を「９２４，０００円」に改め、同表副議長の項中「７８５，０００円」を「７９４，０００円」に改め、同表委員長の項中「６４７，０００円」を「６５５，０００円」に改め、同表副委員長の項中「６２２，０００円」を「６２９，０００円」に改め、同表その他の議員の項中「６０２，０００円」を「６０９，０００円」に改める。

（東京都板橋区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第３条 東京都板橋区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年板橋区条例第１４号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部教育長職務代理者たる委員の項中「２６０，０００円」を「２６３，０００円」に改め、同部その他の委員の項中「２４４，０００円」を「２４７，０００円」に改め、同表選挙管理委員会の部委員長の項中「２９４，０００円」を「２９８，０００円」に改め、同部委員長職務代理者たる委員の項中「２６０，０００円」を「２６３，０００円」に改め、同部その他の委員の項中「２４０，０００円」を「２４３，０００円」に改め、同表農業委員会の部会長の項中「４６，０００円」を「４７，０００円」に改め、同部会長職務代理者たる委員の項中「３５，０００円」を「３６，０００円」に改め、同部その他の委員の項中「２７，０００円」を「２８，０００円」に改める。

（東京都板橋区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

第４条 東京都板橋区監査委員の給与等に関する条例（平成３年板橋区条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「６６万７，０００円」を「６７万５，０００円」に改め、同項第２号中「６４万７，０００円」を「６５万５，０００円」に改め、同条第２項第１号中「３１万３，０００円」を「

31万7,000円」に改め、同項第2号中「30万4,000円」を「30万8,000円」に改め、同条第3項中「15万円」を「15万2,000円」に改める。

(東京都板橋区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部改正)

第5条 東京都板橋区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例（昭和31年板橋区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「83万8,000円」を「84万8,000円」に改める。

#### 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例（以下「改正後の区長等給料条例」という。）別表第1の規定、第2条の規定による改正後の東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）別表の規定、第3条の規定による改正後の東京都板橋区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の行政委員会委員報酬条例」という。）別表の規定、第4条の規定による改正後の東京都板橋区監査委員の給与等に関する条例（以下「改正後の監査委員給与条例」という。）第2条の規定及び第5条の規定による改正後の東京都板橋区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）第2条の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改正後の区長等給料条例、改正後の議員報酬条例、改正後の行政委員会委員報酬条例、改正後の監査委員給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第2条の規定による改正前の東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬等、第3条の規定による改正前の東京都板橋区行政委員会の委員

の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された報酬、第４条の規定による改正前の東京都板橋区監査委員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与等又は第５条の規定による改正前の東京都板橋区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の区長等給料条例の規定による給与、改正後の議員報酬条例の規定による報酬等、改正後の行政委員会委員報酬条例の規定による報酬、改正後の監査委員給与条例の規定による給与等又は改正後の教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

区長、副区長、常勤監査委員及び教育長の給料並びに区議会議員、教育委員、選挙管理委員、農業委員及び監査委員の報酬を引き上げ、区長、副区長及び区議会議員の期末手当の支給月数を改める必要がある。